



最上川

2017
No. 82

山水里ネット最上川
地域で寄り合う豊かな自然
山水里ネット

本区概要
(平成29年4月現在)
受益面積 6,492.8 ha
組合員数 2,303 人

五斗畑溜池 (添川地内)

〈 目 次 〉

理事長あいさつ 2	平成29年度予算 6
通常総代会開催 3	平成29年度賦課金納入について 7
平成29年度主な事業一覧 4～5	水・土・里ネット掲示板 8～10 (改良区からのお知らせ)

理事長あいさつ



理事長

田澤伸一

盛夏の候、組合員各位におかれましては益々ご健勝の事とお喜び申し上げます。また、日頃より本区の業務運営並びに事業の推進につきましてには、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、七月六日、日本とEUとのEPA交渉がブリュッセルにおける首脳会談で大枠合意をみました。これを受け、TPP交渉離脱を表明した米国が農業団体を中心に新たに日本の市場開放を求め「日米FTA交渉」を迫ってくる可能性がありま

す。両者とも日本農業に影響を及ぼす協定なので、今後とも、しっかりと情報を収集し、本区の安定的経営が持続できるよう細心の注意を払って運営に当たらせ

て頂く所存です。さて、国営かんがい排水事業（最上川下流左岸地区）は、多くの関係組合員より同意を頂き、今年度から事業実施となります。同意徴収にあたり、関係各位に多大なご協力を賜りましたことに対し心より感謝申し上げます。また、八月には、国営事業所が本区事務所内に開設され、今後は詳細な調査、工事業務等が順次行われていくものと考えております。

さらに昨年度より二十四時間の停止も実施させて頂きました。今年度も同様の取り組みを実施致しましたが、組合員各位のご協力に對し感謝申し上げますとともに、今後も適切な用水調整を行い維持管理費の削減に努めて参ります。

次に県営水利施設整備事業ですが、国営事業の採択要件を満たさない受益面積五〇〇ヘクタール未満の水利施設について、改修を計画して順次着手しております。現在、「上堰・八カ村堰地区」、「上堰下流地区」、「吉田新堀西野地区」で、改修工事を実施しています。

同事業で、「十一ヶ村堰地区」が今年度から事業採択され、南野地内の四ヶ村堰を十一ヶ村堰と統合し、それに伴う水路撤去、十一ヶ村堰の水路更新と分水工・集水桝等の整備を計画しています。

また、県営農業水利施設保全合理化事業で、「長沼堰地区」、「町堰地区」、「廿六木堰地区」が調査計画事業に今年度新規採択されてお

り、こちらも前述事業と同様、水利施設の改修を計画しております。

次に「県営農地整備事業」（旧：県営ほ場整備事業）についてです。今年度常万一期地区は、実施設計、換地業務、揚水機場工事を、また、調査事業の中で西興野地区は換地等調整業務、今年度新規採択された狩川東部地区は調査計画業務を予定しています。

続いて、簡易基盤整備促進事業についてです。県営ほ場整備事業最上川地区で整備実施済みの地区を対象に、排水路管路化、地下かんがい（暗渠排水）、畦畔除去による区画拡大の工種を必要に応じて選択し実施するものです。モデル地区として希望地区を募集したところ、管内十二地区からの応募があり、理事監事立会の下で抽選を行った結果、庄内町高田麦地域に決定致しました。今年度は、農地耕作条件改善事業で調査計画事業を進め、平成三十年

度から工事を実施していく予定です。「モデル事業」で

終わらせることなく、今後も、継続事業として拡充されることを望みます。

本区の会計処理は、単式簿記から複式簿記に移行し五年目になります。複式簿記の考え方も定着し、年度比較により支出の無駄を省き、経費削減に成果を上げてきました。今後とも複式簿記を活用し、より一層の経費削減と中長期的な事業計画作成や適切な財産管理を図って参ります。

最後に、今後も、組合員の負託に応え時代に即応した改良区事業運営に役職員一丸となって取り組んで参ることを御誓いし、ご挨拶といたします。



平成29年通常総代会開催

去る平成29年3月22日、平成29年通常総代会が本区会議室において開催されました。総代現数55名のうち53名が出席、議長に八栄里地区選出の高橋義夫総代が指名されました。田澤理事長挨拶の後に下記議案が慎重審議され、全議案とも原案通り可決されました。

【平成28年度】

報告事項

報告第1号 監査報告について

議決事項

総議第18号 平成28年度県営常万地区ほ場整備事業費地元分担金納付の変更について

総議第19号 平成28年度県営常万地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金の変更について

総議第20号 平成28年度最上川土地改良区費収入支出第2回補正予算について

【平成29年度】

承認事項

総認第1号 最上川土地改良区会計細則の一部改正について

議決事項

総議第1号 最上川土地改良区定款並びに附属書役員選挙規程の一部変更について

総議第2号 最上川土地改良区委員会処務規程の一部改正について

総議第3号 最上川土地改良区課・係処務規程の一部改正について

総議第4号 最上川土地改良区職員給与額及び支給規程の一部改正について

総議第5号 農業水利施設保全合理化事業（長沼堰・町堰・廿六木堰）の実施について

総議第6号 県営水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）十一カ村堰地区の実施について

総議第7号 平成29年度賦課徴収方法について

総議第8号 平成29年度県営常万地区ほ場整備事業費地元分担金納付について

総議第9号 平成29年度県営常万地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金について

総議第10号 平成29年度地区除外決済金の基準について

総議第11号 土地改良施設維持管理適正化事業（十六合第三・第四揚水機場）資金の拠出について

総議第12号 平成29年度最上川土地改良区費収入支出予算について



質問する押切総代



回答する齋藤工務部会長



議長を務める高橋総代



採決の様子

平成29年度 主な事業一覧

(1) 国営かんがい排水事業「最上川下流左岸地区」

老朽化した排水関連施設を補修・改修し、新たな施設の建設も行います。

予定工期：平成29年度～平成37年度

工事計画：排水機場（改修5箇所、新設1箇所）、排水路等(5.6km)、水管理施設（一式新設）

負担率(%)：国(66.66) 県(23.00) 市町(8.00) 改良区(2.34) 総事業費：16,100百万円

(2) 県営水利施設整備事業

国営事業実施路線より下流で、本事業の採択要件に該当する用水路または揚水機を改修します。

・上堰八カ村堰地区（基幹水利施設整備型）

予定工期：平成26年度～平成31年度

対象施設(予定)：上堰(3,925m)、八カ村堰(1,579m)

負担率(%)：国(50.0) 県(25.0) 市町(10.0) 改良区(15.0) 総事業費：860百万円

・上堰下流地区（水利区域内農地集積促進型）

予定工期：平成26年度～平成31年度

対象施設(予定)：桑田堰(1,667m)、京島堰(835m)、上堰下流(1,557m)

負担率(%)：国(55.0) 県(25.0) 市町(10.0) 改良区(10.0) 総事業費：500百万円

・吉田新堀西野地区（農地集積促進型）

予定工期：平成28年度～平成33年度

対象施設(予定)：吉田幹線(1,767m)、吉田第四号支線(5,477m)、新堀堰(854m)、
西野堰(497m)、板西揚水機（電機設備一式）、榎木揚水機（電機設備一式）

庄内町管内と酒田市管内で負担率が異なります。

負担率(%)：庄内町…国(55.0) 県(27.5) 町(10.0) 改良区(7.5)

酒田市…国(50.0) 県(27.5) 町(10.0) 改良区(12.5) 総事業費：425.8百万円

・十一カ村堰地区（基幹水利施設整備型）

予定工期：平成29年度～平成32年度

対象施設(予定)：十一カ村堰(732.4m)、四カ村堰（撤去：621.2m）

負担率(%)：国(50.0) 県(25.0) 市町(10.0) 改良区(15.0) 総事業費：110百万円



県営水利施設整備事業「上堰八カ村堰地区」

平成28年度施工（狩川阿古屋地内）



県営水利施設整備事業「上堰下流地区」

平成28年度施工（三ヶ沢地内）

(3) 県営農地整備事業（経営体育成型）

- ・常万地区：常万・上朝丸・中堀野の3集落を主な対象とした農地の整備を前年度より実施しています。
予定工期：平成28年度～平成37年度 対象面積：115ha
整備内容：標準区画 200m×50m=1.0ha、パイプライン、地下排水路、地下かんがい（暗渠排水）
農地集積：担い手への農地集積で地元負担金軽減
負担率(%)：国(55.0) 県(27.5) 町(10.0) 地元(7.5)
総事業費：2,209百万円

(4) 県営農地整備事業（調査計画）

- ・西興野地区：西興野集落を主な対象とした農地整備実施に向け、調査計画を行っています。
調査計画予定：平成27年度～平成30年度
対象面積：48.2ha
計画内容：大区画、パイプライン、地下排水路、地下かんがい（暗渠排水）
- ・狩川東部地区：東興野・今岡・荒鍋の3集落を主な対象とした農地整備実施に向け、調査計画を行っています。
調査計画予定：平成29年度～平成32年度
対象面積：49.1ha
計画内容：大区画、パイプライン、地下排水路、地下かんがい（暗渠排水）

(5) 農業水利施設保全合理化事業（長沼堰・町堰・廿六木堰）

- 対象地区の水路補修や揚水機改修のための実施計画策定を行います。
実施計画策定は全額国で負担するため地元負担はありません。
予定工期：平成29年度～平成30年度
計画内容：長沼堰地区：水路改修（L=6,587.0m）、揚水機改修（一式）
町堰地区：水路改修（L=2,665.3m）、揚水機改修（一式）
廿六木堰地区：水路改修（L=851.1m）

(6) 農業体質強化基盤整備促進事業

- 農業水利施設の安定的な用排水機能を確保するため、水利施設を整備します。
事業主体：改良区
本年度は、吉田幹線の溝畔整備、長沼堰溝畔整備、二カ村堰溝畔整備、山出川排水路底版装工、大野排水路法面整備、東砂子第二揚水機送水管改修、雷揚水機主ポンプ整備、門田揚水機主ポンプ整備、提興屋第二揚水機主ポンプ整備、東砂子揚水機電動機整備、坂西揚水機主ポンプ整備、茗荷瀬揚水機安全施設改修、十六合第二揚水機電気設備工事、家根合揚水機電気設備工事などの工事を予定しております。
負担率(%)：国(55.0) 県(4.0) 改良区(41.0)

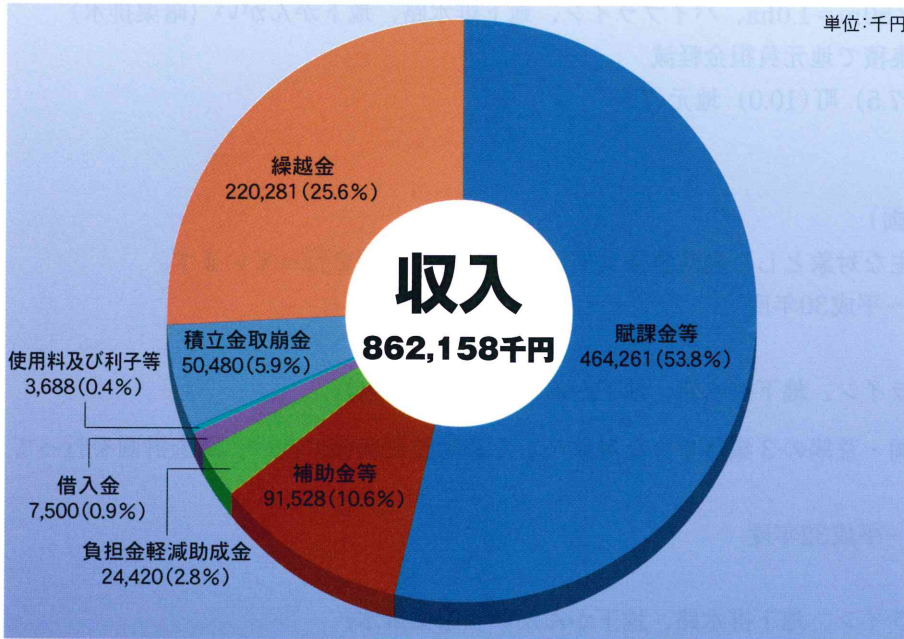
(7) 土地改良施設維持管理適正化事業

- 土地改良施設補修のための資金を積み立てし、この資金を利用して施設の定期的補修を実施します。
事業主体：改良区 負担率(%)：国(30.0) 県(30.0) 改良区(40.0)
本年度予定工事：板戸揚水機

(8) 基幹水利施設管理事業

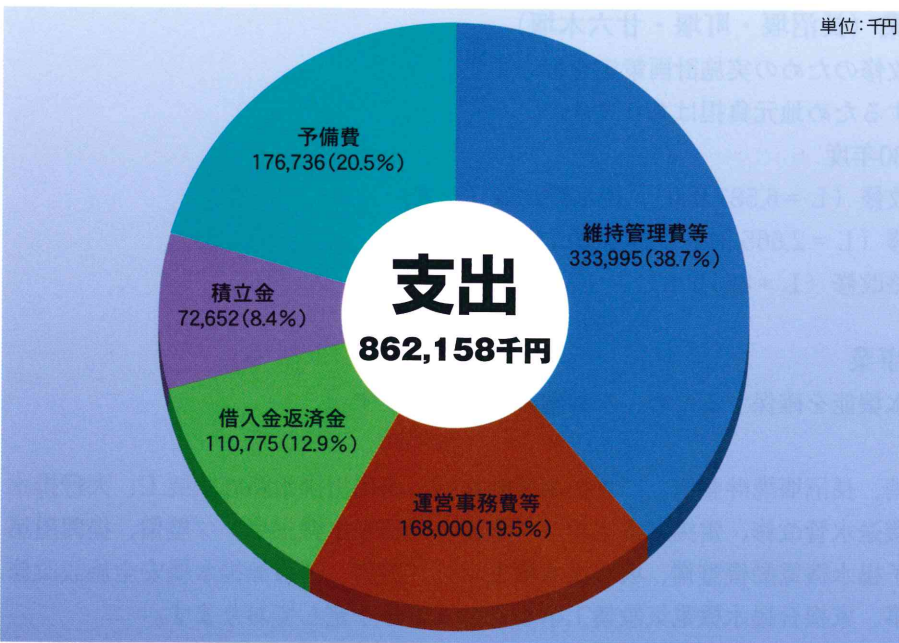
- 平成14年度からの継続事業で、基幹水利施設管理強化計画で挙げられた施設の維持管理事業です。
事業主体：山形県
対象施設：北楯頭首工、北楯大堰、最上川取水口、幹線用水路、東興野揚水機、中央管理所
負担率(%)：国(30.0) 県(40.0) 市町(10.0) 改良区(20.0)
本年度事業費：22.2百万円

平成29年度予算



賦課金等	464,261
賦課金	444,135
決済金	6,462
雑収入	13,664
※補助金等	91,528
支援費	12,680
補助金	45,990
交付金	1,890
受託料	30,968
※負担金軽減助成金	24,420
※借入金	7,500
使用料及び利子等	3,688
他目的使用料	985
基本財産収入(配当金、利子)	303
特定資産収入(利子)	2,400
固定資産売却	0
積立金取崩金	50,480
繰越金	220,281
合 計	862,158

※補助金等とは・・・
 国県市町からの支援費や補助金、適正化事業の交付金、受託料
 ※負担金軽減助成金とは・・・
 県は最上川地区及び新堀南部工区外11工区の償還金に対する助成金
 ※借入金とは、公庫資金借入金
 常万地区の県営ほ場整備事業の本年度事業費に対する地元負担分の借入金



維持管理費等	333,995
工事費	2,150
維持管理費	140,016
適正化事業費	3,785
受託業務費	32,701
調査業務費	33,600
十六合維持管理事業費	38,299
家根合維持管理事業費	18,738
農業経営高度化支援事業費	150
地元交付金	1,700
国営・県営事業負担金	62,856
※運営事務費等	168,000
運営事務費	156,290
事務所費	3,100
過年度支出	2,810
支払負担金	5,300
固定資産取得費	500
積立金取崩支出	0
※借入金返済金	110,775
積立金	72,652
予備費	176,736
合 計	862,158

※借入金返済金の資金は・・・
 賦課金と負担金軽減助成金、繰越金を充てます

予算のポイント

○借入金返済金の減額

昨年度の146百万円から、今年度借入金返済額は110百万円と、約36百万円の減額となりました。借入金返済額に、負担金軽減助成金(24百万円)を充てているため、実質の返済負担額は86百万円となっております。

○県営事業費負担金の増額

昨年度の37百万円から、今年度は62百万円と、約25百万円の増額となりました。これは主に、県営水利施設整備事業の事業量の増加による増額です。この負担金の支払いには、積立金を充てるため、賦課金の増額はありません。

○繰越金や予備費の割合が大きいが・・・

これは将来、ほ場整備事業の償還に充てる資金が含まれているためです。

平成29年度 賦課金納入について

平成29年度、賦課金は次の通りです。これは平成29年3月22日に開催された通常総代会で議決されたものです。

賦課金、納入期限、賦課期日

賦課種別		賦課金(円) (1,000㎡当り)	納入期限	賦課期日
一般	第 1 期	3,400 円	平成29年 7月18日	平成29年 4月 1日
	第 2 期	2,200	平成29年11月15日	
十六合地区維持管理		2,200	平成29年 7月18日	
家根合地区維持管理		2,200	平成29年 7月18日	
県営ほ場整備事業	余目新田工区	7,310	平成29年11月15日	
	堀野工区	10,000		
	槇島工区	8,600		
	余目南部工区	10,000		
	八栄里北部工区	4,900		
	家根合地区	4,200		
常万地区		4,300		

賦課金の口座振替日

第 1 期 (納入期限 平成29年 7月18日)	第 2 期 (納入期限 平成29年11月15日)
平成29年 7月 7日	平成29年11月 6日
平成29年 7月18日	平成29年11月15日

※賦課金の納入が遅れますと
年利10.95%の延滞金が課せられます。
期限までの納入をお願いいたします。

県営ほ場整備事業年度別賦課金 (計画)

1,000㎡当りの単価 (円)

年度 \ 工区・地区	余目新田	堀野	槇島	余目南部	八栄里北部	家根合
H29	7,310	10,000	8,600	10,000	4,900	4,200
H30	0	10,000	8,600	10,000	0	4,200
H31		10,000	6,500	5,000		4,200
H32		3,000	0	0		4,200
H33		0				4,200
H34						4,200
H35～H38						各4,200
H39						2,600

※賦課金の額は補助金額の変更等により変わる場合があります。

※借入金は各工区・地区の責任で返済しております。滞納しないようお願いします。

※本年度で県営ほ場整備事業余目新田工区、八栄里北部工区の賦課金納入が終了します。

※常万地区ほ場整備事業については、工事完了等終了後、支払い年度が確定いたします。

水・土・里ネット 掲示板

こんなときは届出をして下さい！

- ◎ 農地の移動（賃貸借契約及び解約・売買など）
- ◎ 組合員の方が亡くなられたとき
- ◎ 組合員の住所・電話番号の変更
- ◎ 経営移譲をされたとき

『組合員資格得喪通知書』

組合員資格得喪通知書						
下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。						
現資格者 氏名	京田川 太郎		Ⓜ			
新資格者 氏名	最上川 一郎		Ⓜ			
最上川土地改良区 理事長 田澤 伸一 殿						
1. 資格得喪対象の土地						
市・町	大字	字	地番	地目	用途	地積 ㎡
酒田市	木川	梵天	76	田	田	231
酒田市	木川	梵天	77	田	田	3,245

【届出用紙記入例】

※賦課金は毎年4月1日現在における土地原簿に記載してある土地の地積を対象に行われます。移動等がありましたら速やかに届出下さい、遅れますと当事者間（貸手、借手）の清算となりますので御承知下さい。

また、賦課状況に疑問等がありましたらいつでも土地原簿の閲覧が出来ますのでご来所下さい。

公共機関（市町村、農業委員会、法務局等）、農協等への手続きとは別に、土地改良区への届出（台帳等の修正の為）が必要となります。

- ◎ 田んぼを農用地以外の目的で利用する時
- ◎ 田んぼから畑に完全に変わる時
- ◎ 田んぼが公共事業などで買収される時

『土地除外申請書』

※農地を転用する場合は、土地改良法の規定により決済金の納付が義務づけられています。

決済金は翌年度以降の償還金・経費等を一括繰上償還して頂く為のものです。また、当該年度の賦課金もそのまま賦課されます。

ご注意ください！

滞納賦課金（未納金）は新組合員が負担

農地の移動（売買・耕作者等の変更）があった場合、その土地に滞納賦課金（未納金）があると土地改良法第42条第1項（権利義務の承継）の規定により、変更があった土地の新組合員に承継され、未納金を支払わなければなりませんのでご注意ください。

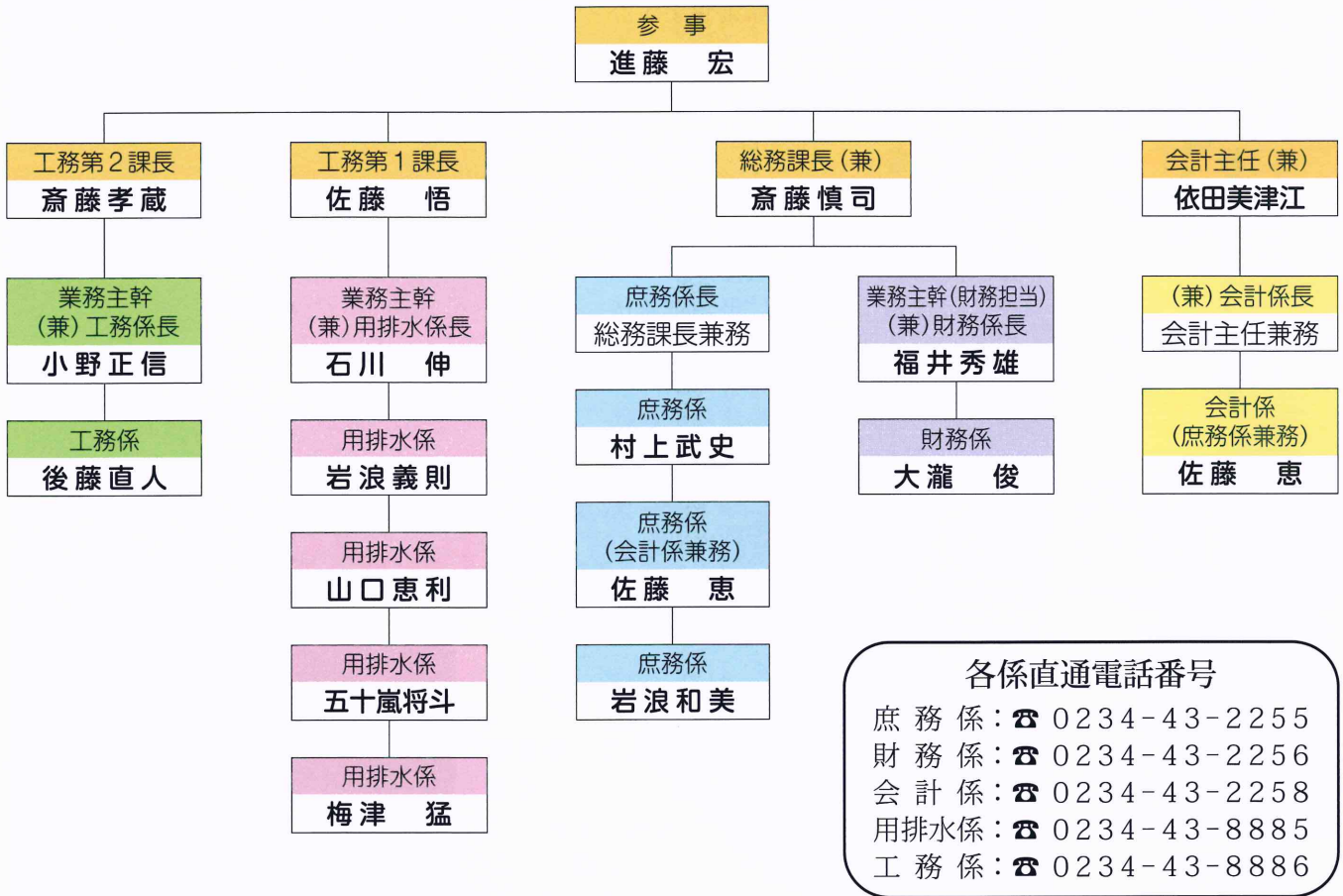
賦課金を滞納（未納）されている組合員の方へ

土地改良区の賦課金は、施設の維持管理や各事業の償還金となる重要な運営費です。未納が多くなれば土地改良区の運営に支障をきたします。組合員間の公平性を確保するため、滞納組合員には財産の差押等による滞納処分を執行せざるを得ませんので、ご理解とご協力をお願いします。

※滞納処分とは、賦課金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になっている賦課金を強制的に徴収するため、その人の財産を差押え換価し、滞納になっている賦課金に充てて完納させる一連の手続を言います。

平成29年度 職員配置図

(平成29年 4月 1日現在)



山水里ネット最上川の基本理念

- ① 農家組合員に徹底して奉仕します。
- ② 地域社会と連携して地域の自然環境の保全に努めます。

山水里ネット最上川の運営ビジョン

- ① 「あらゆる支出の再検討」を通し「農家組合員の負担の軽減」をはかります。
- ② 農家組合員に対し水を安定的に供給します。
- ③ 地域と連携して水の浄化や景観づくりに努めます。

平成15年12月制定

★本区では、毎週月曜日の朝礼時に上記の「基本理念」と「運営ビジョン」を唱和し、職員の意識向上に努め、予算の編成・執行をいたしております。

平成30年度採用 職員募集

最上川土地改良区では次のとおり職員を募集します。

募 集 人 数：男女 各1名

募 集 年 齢：23～26歳（平成30年4月1日現在）

応 募 資 格：不 問

提 出 書 類：履 歴 書

受 付 期 間：8月1日(火)～8月31日(木)

審 査 方 法：1次試験 書類審査

2次試験 論文・面接

※2次試験については書類選考後、該当者へ後日通知いたします。

採 用 時 期：平成30年4月1日より

問 い 合 わ せ：〒999-7781 東田川郡庄内町余目字上梵天塚15

最上川土地改良区 総務課庶務係 TEL 0234 (43) 2255

水路・ため池等転落防止について

八月に入り、子供たちも夏休みの時期を迎えております。この期間は夏の暑さによる体調不良や気の緩みにより、例年、水難事故が多発する傾向にあります。

当土地改良区でも、事故の未然防止のため、安全施設や看板等の設置を行っております。また、教育委員会を通して、小学校や幼稚園への指導要請を行っておりますが、地域や家庭内におかれましても、常日頃からの指導と監督をよろしくお願いいたします。



第2回 草刈実施期間

本区管理施設 第2回草刈実施期間は以下の通りです。

平成29年9月1日(金)から

平成29年9月15日(金)まで



ゴミを捨てないで!!

近年、水路へのゴミ投棄が後を絶たず、施設の維持管理に大変支障を来しています。投棄されたゴミが、下流のゲートやスクリーンに詰まり、水が溢れ出るという事態も以前から報告されています。

本区が支払うゴミ処理の負担も大きいものとなっております。「水路には絶対ゴミを捨てない。」よう、皆様の御協力をお願いいたします。また、草刈りに際しましても、極力刈草が水路に落ちることがないように重ねてお願いいたします。

